

- 巻頭言 被害者支援フォーラムの変化について 1
- フォーラム報告 2
- 特 集 民間犯罪被害者支援団体の財政状況 4
- センター紹介 やまがたインタビュー 6
- 用語解説 直接支援とは? 7
- 支援活動(2009.11~2010.3) 8

巻頭言

犯罪被害者支援フォーラムによせて

NPO法人全国被害者支援ネットワーク副理事長
大久保恵美子



今日の被害者支援に発展するきっかけの一つとなった、平成3年10月3日に開催された「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム（以下、10周年シンポと記す）で遺族として「日本でも被害者支援を始めてほしい」と発言して以来、その後のフォーラムすべてに参加してきましたので、振り返って思うことや感じていること等を記してみたいと思います。

第1回犯罪被害者支援フォーラムは、財団法人犯罪被害者支援基金・日本被害者学会・東京医科歯科大学犯罪被害者相談室の三者により、平成8年11月5日開催されました。この時基調講演を行なった山上皓理事長は、支援のあるべき姿を見越して次のように講演しています。(1) 犯罪被害者相談室開設の契機となったのは遺族の声であり、これが被害者支援活動の原点である (2) 被害回復のための公的支援拡充の必要性 (3) まず守られるべきは被害者・遺族の人権であり、被害者を孤立させ忍従を強いる社会的風潮も正していく必要がある (4) 被害者の権利法が必要なこと・民間支援組織育成や新たなネットワーク構築の必要性について等。また、公開討論会では宮澤浩一氏¹⁾と大谷實氏²⁾をコーディネーターに米・英の著名な被害者支援指導者から、被害直後からの支援の必要性を学びました。

第2回から第5回までのフォーラムでは、欧米の被害者支援の現状や、警察における被害者対策と民間支援組織との協同による支援や連携等について討論がなされ支援のあり方を深めました。

第6回フォーラムは、犯罪被害給付制度発足20周年記念事業実行委員会（事務局：被害者支援ネットワーク）主催として、平成13年に開催されました。来賓として総理大臣小泉純一郎氏の出席により被害者支援が認知されたことは大きな喜びでした。その一方で、ヨーロッパの犯罪被害者の権利と支援サービス内容の更なる充実ぶりを学び、まだまだ不十分な日本の現状を改善していかな

ければ、と思いました。

第7回以後は、フォーラム2002、フォーラム2003……のように名称を改め、全国被害者支援ネットワークが主催者になりました。自助グループの進め方・性犯罪被害者への支援・直接支援における専門家の役割・DV、ストーカー被害への介入方法等が、幅広く取り上げられました。さらに、被害者の視点から支援のあり方を考えると共に「犯罪被害者等基本法」の成立を視野に入れた内容に変化していきました。「犯罪被害者等基本法」が成立した時には、ご尽力くださった国会議員の保岡興治氏、上川陽子氏から直接心強い報告を受けました。この頃はフォーラム後の意見交換会への参加者も多く、10周年記念シンポ時の「悲惨な状況にある被害者を放置できない」と皆が考え、各々が自分の仕事の枠を越えて被害者支援に取り組んできた熱い思いが会場には引き継がれていました。

その後も、時代背景や法整備の進捗状況等に合わせてフォーラムでは、被害者の声・地域社会と被害者支援・関係機関の役割と連携等を取り上げ、参加者は関係機関や自治体等にも広がり基本法制定の影響力の大きさを感じています。

その一方で、最近少し気になることは被害当事者の方の参加が減少気味であることと“被害者と共に被害者支援を充実させる！”という、情熱が以前ほど伝わってこないもどかしさを感じることです。

今後も、フォーラムに参加することで被害当事者の方には“参加して良かった”と思え、被害回復のきっかけの一助になるように、また関係機関や支援関係者の方には“被害者に直接接することで社会をあげて推進すべき重要課題”と再認識でき、現場で生かすための原動力となる内容になるよう努力を重ねていきますので、どうぞよろしくご支援、ご指導をお願いいたします。

本文注 1) 慶應義塾大学名誉教授
2) 同志社大学教授（当時。現在は同大学総長）

フォーラム報告

今回で13回目を迎えることとなります全国犯罪被害者支援フォーラムが、10月2日(金)に東京都港区の笹川記念会館において開催されました。参加者は、加盟団体からの197名、警察関係者の85名、地方自治体関係者の56名を含む400名となりました。

平日の開催であったためか、昨年比15%減でした。今回のテーマが「被害者支援と地域のかかわり」であったので、自治体へのご案内に重点を置いたこともあり、地方自治体からの参加者については、逆に増加しました。

以下に、概要をプログラムごとにお伝えします。



基調講演

1 摂津市における犯罪被害者支援の取り組み

演者 摂津市市長 森山 一正氏



(要旨) 2004年の就任以来、摂津市では、「感謝」「奉仕」「節約」「挨拶」「思いやり」の五つの心を大切にして、社会のルールを守れる人づくりを目指す「人間基礎教育」に重点を置いてきた。

同年施行の犯罪被害者等基本法を受けて、まず地元の警察署を中心とする犯罪被害者支援協議会をつくり、さらに民間の被害者団体や大阪被害者支援アドボカシーセンターからも参加を迎えて犯罪被害者支援検討協議会をつくり、情報交換や勉強をすすめた。また早くから水害対策として災害給付金制度を施行していたので、これを下敷きとして2008年に犯罪被害者等支援条例を制定した。この条例に基づき現在次の6つの支援施策を展開している。

開している。

1. 専門相談員を配置し、相談と情報を提供
2. 見舞金の支給(遺族見舞金上限30万円、傷害見舞金上限10万円)
3. 日常生活の支援(介護、家事、保育が必要になった場合にはホームヘルパーを派遣)
4. 家賃等の補助(被害者等が新たな住居を必要とする場合に敷金(上限20万円)、家賃等(生活保護基準内、6ヶ月以内)を補助)
5. 就業の支援(地域就労支援センターを通じた事業主の啓発、ハローワーク等関係機関との連携)
6. 裁判参加旅費の補助(1人上限3万円)

パネルディスカッション I 被害者の声に耳を傾ける：被害者の現状と望むこと

コーディネーター：大久保恵美子、井上尚美 (NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター運営委員)

(要旨) 民間支援団体や関係機関や自治体による適宜適切な支援の提供は、被害者の方たちから直接声を聞き、学ぶことから始める必要がある。本年もパネルディスカッション I では、被害者ご遺族、ご家族をパネリストとして招き、ご自身の体験と支援に求めることを語っていただくこととした。

北口忠さん(広島県)は、当時高校生だった娘さんが自宅で刺殺され、事件は今も解決していない。「肉親との別れの死と、犯罪によって亡くした死は全く違うもので、何年経とうと死を受け入れることはできません。」「遺族は辛さ、悲しさが一生続くのに対し、逃げ回っている犯罪者は、時が来れば、私がやりましたと笑っても罪を問われません。これだけはどうしても許すことができません。時効撤廃を願っております。」

中曽根えり子さん(新潟県)は、当時7歳の息子さんをスピード超過の過積載トラックに轢かれて亡くされた。「今でも10年前のあの時に戻ってやり直せたらと思いますし、本当につくづく、自分や家族の人生が変わってしまったと感じています。」「同じ被害に遭った方ではなくても、被害に遭ったことをきちんと受け止めて、話をしたいときに対等に聞いてくれる人がいることが大事ではないかと思います。」

今井加壽子さん(大阪府)は、当時34歳のご長男が通りすがりの見ず知らずの加害者に殴られ、現在に至る後遺症(高次脳機能障害)に苦しんでいる。「事件に関する情報や手続きのことなど、早い時期に情報が入れればよかった。脳障害の場合、症状固定は半年から1年半なので、3年経った頃にどうすればよいかを考えなければな

らないのですが、相談に行く窓口すらわからず、色々な意味で回り道をしました。」

米村州弘さん（熊本県）は、当時20歳だった娘さんが絞殺され、2週間後に山中で発見された。「加害者の刑務所内での生活について、3段階の項目にチェックされただけの報告を受けていますが、生の言葉を聞きたいです。」「私たち被害者家族の気持ちを踏みつけるような報道の仕方はしてほしくない。そして、（報道に曖昧な情

報を与える）発表も警察にはしてほしくない。」

4人の発言の後、コーディネーターの大久保氏から、被害者を取り巻く厳しい現状を、仕事や役割があるから担当するのではなく、一人の人間として受け止めて、今後の支援に生かしていかなければならないと感じるとのコメントがあった。また井上氏は、民間団体としては、被害者の方の声を聞いて、関係機関や地域社会に働きかけ、伝えていくことが大切であると訴えた。

基調講演

2

被害者支援における精神保健福祉センター等のかかわり

京都市こころの健康増進センター所長 山下 俊幸氏



平成10年の京都犯罪被害者支援センター設立頃から犯罪被害者支援にも関わってきた山下俊幸氏による基調講演Ⅱの概要は以下の通りである。

【要旨】精神保健福祉センターの数は全国で67か所、その規模については平均職員数17人、業務は保健所と連携した地域の精神保健、および精神障害者の福祉である。

被害者支援とのかかわり

I 相談と診療

各センターでは、匿名の電話相談、面接相談、場所によっては診療を行っている。

II 人材の育成・技術的支援

保健所、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、教職員や養護教諭等の職員研修会を行ったり、個々のケースについて、他機関に助言をすることもある。

III 地域における心のケア

地域への影響力の大きい事件・災害においては、相談窓口を開設し、必要に応じて家庭訪問を行う。同時に、

被害に遭った時はどういう心の状態になるのかを、被害者や家族、一般住民の方に伝える。そういう時の心の反応は決して特別なことではなく、重大なことが起きた時は誰にでも起こるので、つらい時は電話や相談窓口等で相談するよう伝えている。被害者と家族・親族が他県に離れている場合には、センター間のネットワークを生かして支援し、必要に応じて関係機関とも連携している。

IV 今後の取り組み

精神保健福祉センターや保健所では、被害者支援に高い関心があるが、時間的な制約や、法律的な知識の不足が課題である。研究班では『犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引き』をつくり、全国のセンターに配布している。

V 支援者のメンタルヘルス

支援者の心の健康への支援が重要である。研修会や検討会、関係機関との連携等によって支援者を支えていく体制づくりは、被害者支援を長く継続する意味でも大事である。

パネルディスカッション II

地域社会における犯罪被害者等への支援

コーディネーター 富田信穂(社団法人いばらき被害者支援センター理事長・NPO法人全国被害者支援ネットワーク副理事長)
芦塚増美 (NPO法人福岡犯罪被害者支援センター理事)

パネルディスカッションⅡでは、地域社会における犯罪被害者に対する支援のあり方と連携について、様々な立場から発言があった。以下にパネリストの発言要旨を示す。

【要旨】

■福岡県の支援：県と民間支援団体の連携—行政トップの熱意が支援を変える—

福岡県新社会推進部生活安全課参事補佐 松尾丙午氏
NPO法人福岡犯罪被害者支援センター理事 芦塚増美氏
行政・民間それぞれの視点から、福岡県内の支援と連

携を解説した。

【松尾】福岡県では、平成20年春の組織改正で県民の安全安心に関わる課が一本化された。さらに、5月7日には、福岡県・福岡市・北九州市が主体となって、福岡犯罪被害者総合サポートセンターを設置した。このセンターの運営は、県や市の直営とせず、NPO法人である福岡犯罪被害者支援センターに委託した。このことは全国でも珍しい取り組みとして話題になっている。

【芦塚】平成12年の開設当初は電話相談を中心とした運営だったが、徐々に直接的支援を増やしていった。さらに平成20年5月にサポートセンターの運営を委託さ

れたことで、劇的に支援件数が増えた。

県知事は、記者会見において、NPO法人スタッフのノウハウと熱意と問題意識を高く評価しており、福岡センターもそれに応える決意を表明している。

■滋賀県における地域ケア：支援チームによる幅広く長期的な支援

滋賀県立精神保健福祉センター所長 辻本哲士氏
滋賀県では、事件事故が発生した直後は、警察、病院、被害者親族、民間支援センターによる危機介入を優先し、それが一段落した時点で、精神保健福祉センターが他職種による支援チームを編成し、柔軟かつ長期的な支援体制をつくっている。チームでは検討会を重ねて支援を継続させており、それにより中長期的な支援が可能となっている。

■宮城県警における取り組み 受け皿を数多く

宮城県警察本部被害者支援担当 佐々木裕之氏
宮城県では、基本法が施行される前の平成16年4月から既に宮城県犯罪被害者支援条例（以下、県条例）が施行されており、基本計画以前から県内関連機関・団体との連携を図る。県条例では、推進体制として、宮城県犯罪被害者支援連絡協議会の設置を規定しており、国・県・市の機関が27、警察から8部署、民間団体として仙台弁護士会や宮城県医師会、みやぎ被害者支援センターなど15機関、さらに2つの民間業者が加わっている。

特に、宮城県宅地建物取引業協会の協力を得て、転居が必要な被害者に対して、民間賃貸住宅の情報を迅速に提供したり、仲介手数料を無料にする等の支援を行っている点を特色としてあげられる。この施策の実現は、県内1000余りの不動産業者の理解を得たことによるものである。

特集

民間犯罪被害者支援団体の財政状況

組織運営委員会 委員長

NPO法人全国被害者支援ネットワーク副理事長 酒井 宏幸

組織運営委員会では、ネットワーク並びに加盟団体に対する公的・準公的資金による助成の現状と課題を明らかにするため、加盟団体に依頼し、2008年度収支計算書を公益団体方式で調査した。

調査は、犯罪被害者等早期援助団体（以下、「早期援助団体」という。）指定を早期に取得した団体（第1グループ）と、最近になり早期援助団体指定を取得した団体（第2グループ）、早期援助団体の指定を目指す団体（第3グループ）に分けて分類し分析を行った。

- 第1グループ（2002年5月から2008年4月までに指定を受けた団体18団体）
- 第2グループ（2008年5月から2009年9月までに指定を受けた団体10団体）
- 第3グループ（指定を目指す団体 18団体）

（*2008年度は46団体が活動）

2009年度の警察庁による警察補助費積算額は、第1グループは1,110万円。第2グループは指定を受けた翌年の同積算額は、1,110万円であるが、指定を受けるまでは650万円又は700万円である。第3グループの同積算額は650万円である。

分析

1 第1グループ

支出合計の平均が約2,000万円（都民センターを除く）であり、事業費が約1,500万円、管理費が約500万円となった。都民センターを除く17団体中、最高額は3,927万円であり最低額は1,023万円であり、支出に大きな差があることも見受けられた。

収入合計額の平均についてみると、合計額は支出に見合った約2,000万円であったが、その内訳は会費収入が約820万円と高く、都道府県の業務委託料と補助金負担金等との合計額（以下、「業務委託料」という。）

は390万円で、警察補助費積算額の1,110万円に遠く及ばない状況である。日本財団からの援助を受けている団体が多く、平均で約300万円に上る。その他の寄付金等の収入が約356万円と比較的高かった。収入合計額が2,000万円に満たない団体は、更なる公的資金の投入が必要不可欠である。

2 第2グループ

支出合計の平均が約1,500万円となり、事業費は約1,100万円、管理費が約400万円であり、第1グループに比べると事業費・管理費ともに低額であった。特に、

第2グループの平均事業費は、第1グループの72.6%にすぎず、第2グループの活動が第1グループより低調であることが推測されるが、この点は各団体の活動実績を比較検討しなければ、断定できない。

他方、収入合計の平均についてみると、合計額約1,450万円中、会費収入350万円、業務委託料345万円、日本財団助成金237万円、寄付等318万円であった。なかでも業務委託料は、第1グループと同様、警察費補助金積算額870万円に遠く及ばず、会費・日本財団助成金、寄付金等によってかろうじて運営を維持している。

第1グループにおいて、事業費が第2グループに比して1.5倍であるのに対し、警察補助費等財政補助が増額せずに、公的資金の補助が進まず、それを補うべく会費収入が増額しているのは、賛助会員を積極的に増やし、活動費をまかなった結果と考えられる。各都道府県警察の支援室が警察予算を捻出できない中で各団体が苦心した様子がかがわれる。

3 第3グループ

支出合計の平均は927万円で、うち事業費は679万円、管理費は248万円である。

収入合計の平均は967万円であり、会費314万円、業務委託料約204万円、日本財団助成金135万円、寄付等150万円であった。

業務委託料は、第1・第2グループと同様、警察費補助金積算額550万～660万円には、遠く及ばず、会費・日本財団助成金、寄付金等によって、かろうじて運営を維持している。

管理費については、人件費が約115万円であり、有給常勤職員が1名ないし2名（ほぼボランティア）にとどまることを表している。第2グループの管理費中の人件費（約200万円）にも達しておらず、事務局スタッフの確保に困難をきたしていることがよみとれる。

会費収入については第2グループと遜色なく、努力が伺われるが、警察補助費・寄付金等が少なく、運営費の不足が顕著である。

考 察（私見）

全国全ての団体が指定団体となることを計画している点で考えると、収入合計は少なくとも1,500万円を確保しなければならず、かつ指定団体としての活動を維持するには年間2,000万円の予算が必要であると考えられる。特に管理費については事業を支える根幹であり、年間500万円以上を確保しなければ活動の質を担保できないと考えられる。

収入については、警察による事業委託費は早期援助団体でさえ390万円にとどまり、警察庁が試算するべき姿とはほど遠い。公的助成が十分とは言えない現状では、各団体と各都道府県警察支援室のいっそうの努力が

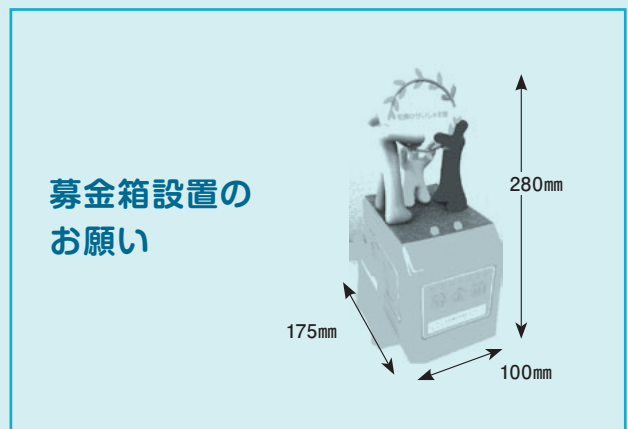
必要と考えられる。また、今回の調査からは、日本財団の補助金に頼る割合が非常に高いことがわかり、日本財団の助成金がなければ、第1・第2グループを問わず、早期援助団体の指定をとることはできなかったことがわかる。同時にこの助成金500万円で最低限度の活動をどうにか維持することができた。それにもかかわらず、日本財団の助成金が2012年度で打ち切りとなる。したがって、今後は日本財団助成金相当額の500万円をいかにして捻出するかが緊急の課題である。

管理費については、前述のとおり、事業の根幹をなすものでありながら事業委託費に期待できず、各団体の自助努力によって調達すべきものである。各団体は、これまでもそれぞれの特性を活かし、自主財源確保のためにさまざまな努力を続けてきたし、今後も続ける決意であるが、不況の長期化とNPO法人の乱立という現状においては、いくら努力をしても管理費全額（約500万円）をまかなうのが限度である。

ネットワークでは、今年度新たに設置型募金箱を製作し、被害者支援の広報及び支援体制の構築のために、原価で各団体に募金箱を提供している。また、日本財団が展開する寄付プロジェクト「夢の貯金箱」に参加させていただき、企業や施設に寄付型自動販売機の設置を呼び掛けている。寄付型自動販売機については、設置を推進させた加盟団体に対して、一定の金額を補助することになっている。

募金箱及び寄付型自動販売機の設置は、安定した収入源となる可能性があり、かつ社会に対する広報機能の役割を考えると、今後は各団体をあげて積極的に設置に努めるべきである。資金の確保については、各団体の理事が緊急かつ強力に進めるべきであり、ごく一部の事務局員の努力に頼るべき事柄ではない事を強く認識する必要がある。

最後に、日本財団からネットワーク本部への財政補助も2012年度に打ち切られる。ネットワークの財政基盤の確保も緊急課題である。新たな公的補助の見直し、募金箱の設置・寄付付型自動販売機の導入だけでなく、国民全体が被害者支援の経費を負担する制度の構築が不可欠である。



センター紹介

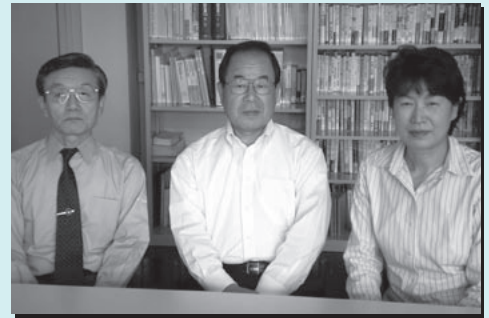


地域挙げての支援ができる

センターを目指して

～支援は県民の理解から～

社団法人やまがた被害者支援センター



社団法人やまがた被害者支援センター（以下、センターと略称）は、2004年5月に被害者等から電話による相談を受ける民間団体として、弁護士、精神科医、臨床心理士等を中心に設立されました。関係機関や多くの県民の支援を受け、2006年4月には、付き添い等の直接支援も開始しました。2007年4月に、社団法人の設立許可を受け、同年11月15日には山形県公安委員会より全国で14番目の犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けました。

センターでは、地域において途切れることのない支援が行われるために、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、被害者等の様々なニーズにこたえるため、きめ細かくて迅速な支援を目指しています。また、被害者等の置かれた現状を広く県民に訴え、地域挙げての支援が行われるような環境づくりを目的に活動しています。

このたび、広報委員の河合が9月18日と19日にセンターへ訪問し、清野専務理事はじめスタッフの皆さんにお話を伺ったので、以下に報告します。

Q 1 犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けるにあたり、センターとして取り組んだことは何でしょうか？

A それまで週2日だった電話開設を毎日することになり、多くの人材の確保が課題となりました。県内全域の市町村の協力を得て、広報誌により相談員募集をしたところ、多くの応募がありました。その中から活動員候補を選定し、研修を実施しました。発足当初より活動してきた方々と、新規の方々によって必要な体制を確保できました。

Q 2 センターとして力を入れて取り組んでいることは何でしょうか？

A 大きくわけて3つあります。ひとつは、広報啓発活動です。被害者支援を行うには、県民の理解が必要です。多くの県民が、農作業中や車内でラジオを聴くなど、ラジオが身近な存在であることに着目し、地元放送局の協力を得て、メイン番組の時間帯に20秒間の啓発活動を月に23回程度実施しています。また、毎月第1木曜に、10分間の広報枠があり、支援活動に関する情報を県民に向け発信しています。11月の犯罪被害者週間には、地元新聞社の協力により、無償で、紙面1面を提供していただき、センター等企画する県民研修会の案内などを掲載しています。

ふたつは、情報管理の徹底をすることです。センターの活動は、県民や関係機関との信用・信頼が土台となるため、センターに関わる全員が情報管理の徹底に心がけています。

三つは、支援活動に携わる人が充実感をもてるよう、集い、語る時間を大切にしていることです。

Q 3 支援員のレベル向上のための研修会はどのように計画実施されていますか？

A 総会で決定した年間計画に基づき、専門部会で研修内容や講師を検討して、概ね月2回、年間約80時間の研修を実施しています。9月には、交通事故相談所の相談員による講義と、当センター副理事長でもある産婦人科医の三條氏からの講義が行われ、今年5月に相談員候補に認定された10名が聴講し、支援員としての心構えを学びました。

また、隣接する社団法人みやぎ被害者支援センターからは、実務研修に際し、指導・助言等大変な協力をいただいています。

Q 4 地域あげての支援活動ができるセンターであるために、心がけていることは何でしょうか？

A 犯罪被害者のおかれている状況や犯罪被害者支援について正しく理解し、被害者の求められていることを正しく理解できる支援員を育てていきたいと思えます。また、チームワークを大切に、センターに携わるスタッフが充実感を持って誠実な対応で活動を実施していきます。更に継続して、被害者支援の必要性を県民に伝え、理解を求めていきます。

当日お見えになった支援活動員、研修生、事務局の方へ、質問しました。

Q 被害者の方と接していく支援員として今後、どのような支援員を目指していきたいでしょうか？

A 自他の区別をしっかりと、相談しやすい雰囲気作りと、地域で根付いた活動をしていきたい。(支援活動員)
地域にとけ込んだ助け合いの精神で被害者の方への手助けができればよい。(新人研修生)

誠実でありたい (事務局)



三條副理事長による講義

用語解説 直接的支援とは

被害者は、事件直後から数多くの問題に直面します。それらの問題の解決のためには、電話で話を聞いて助言等を行う「電話相談」だけでなく、以下に説明するような「直接的支援（直接支援）」と呼ばれる支援も大きな役割を果たしています。



付添い支援

被害者が様々な機関を訪問する際に、支援員が付添いをする支援。付添いをする先は、警察署、検察庁、裁判所、病院、自治体窓口等多岐にわたります。

例えば司法手続きに関わる機関は、多くの人にとっては日頃全く馴染みのない場所であるし、病院の待合室で他の人と一緒に長時間待たされたり、自治体窓口で手続きの度に被害に遭ったことの説明が必要だったりするなど、被害に遭ったことで生ずる様々な機関への訪問や、そこでの人との関わりに精神的な負担を感じる被害者も少なくありません。

そこで、そのような場所に支援員も同行することによって、その負担を少しでも和らげるとというのが、付添い支援の大きな目的です。その他にも、被害者の思いを代弁したり、担当者の意図が被害者にきちんと伝わるように説明を求めたりすることによって、被害者と、被害者に関わる担当者との相互理解を促進するという役割なども担っています。



自宅訪問

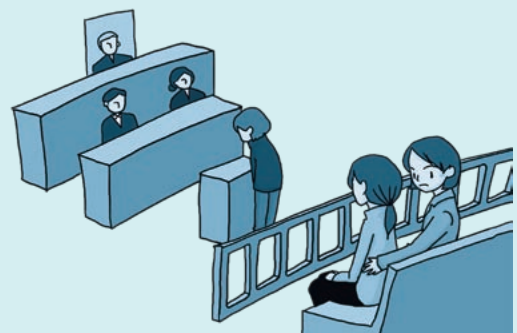
事件後の早い段階から支援を行なうことは、その後の被害者の回復のためには大切なことですが、事件直後の被害者にとって、家の外に出て、支援センターまで行くことは難しい場合もあります。そのような場合には、必要に応じて支援員が被害者の自宅を訪問し、面接を行います。

事件直後は特に被害者が多くの問題を同時に抱える時期であるため、被害者の話を聞いて状況を把握し、問題点の整理や助言、必要な情報の提供なども行います。

それぞれの支援センターによって、行なっている直接的支援の内容は異なり、また、被害者の状況により必要と判断される支援も異なりますが、他にも、

- 代理傍聴…加害者や他の傍聴人に顔を見られたくない、裁判の日にどうしても都合がつかないなどの理由で被害者が裁判を傍聴出来ない場合に、支援員が代わりに傍聴し、その内容を報告する支援
- 生活支援…家事の手伝いなど、被害者の日常生活をサポートする支援

等の直接的支援が行なわれています。



12~3月 被害者支援関連スケジュール

日程	イベント	会場
12/1 (火)	「犯罪被害者週間国民のつどい」中央大会 11/25から12/1の犯罪被害者週間にあわせた啓発活動として内閣府が開催する大会。	東京国際フォーラム
11月-12月	犯罪被害者週間に連動して、犯罪被害者のための基金設立を期する全国一斉募金運動を展開します。 全国被害者支援ネットワークの加盟団体22団体、および被害者団体1団体が各地の街頭や駅に立って、募金をよびかけました。	
12月-3月 (随時)	昨年度より、全国各地の法科大学院において、将来の法曹家となる学生の犯罪被害に関する知識と理解を深める目的で、弁護士、精神科医、被害者等からなる講師を派遣しています。	中央大学、静岡大学、 金沢大学の各法科大学院

編集後記

■今号を最後に、河合委員が編集委員を辞することとなりました。創刊号も今号も、労を惜みず出張し、心のこもった報告を書いてくれました。ありがとうございます。

■無事第2号の発行となりました。今後もこのニュースを通して、我々が日々「何を」「どのように」行なっているのか、より具体的にお伝えしていくことが出来ればと考えています。(池田)

■創刊2号目にして大幅に発行が遅れてしまい、たいへんご迷惑をおかけしております。第3号は必ず3月中に発行する所存です。
(事務局)

次回発行予定日：2010年3月

特集：新しい犯罪被害者等基本計画に期待するもの

編集員一覧

発行責任：全国被害者支援ネットワーク

委員長：富田 信穂

委員：高原 勝哉

(社団法人被害者サポートセンターおかやま)

堀河 昌子

(NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター)

河合 裕子

(社団法人被害者サポートセンターあいち)

池田 志津

(社団法人被害者支援都民センター)

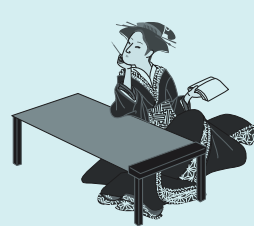
全国被害者支援ネットワーク事務局

日本財団は、NPO法人全国被害者支援ネットワーク及び加盟センター等への助成をはじめ、国内外の社会貢献活動を推進しています。



伝えたいこと
ありますか。

コミュニケーション。
人と情報の間に私たちがいます。
人から人へ情報を伝えるために、
ヨシダ印刷は、さまざまなメディアを通して、
コミュニケーションの可能性を拓くことに専ら取り組んでいます。



ヨシダ印刷株式会社 東京都墨田区亀沢3-20-14
TEL (03) 3626-1301 (代)